

(平成23年9月7日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 20 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 19 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 20 件

国民年金関係 8 件

厚生年金関係 12 件

北海道国民年金 事案 2114

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から59年3月まで

私の国民年金については、私の母親が、昭和49年5月頃にA町役場で加入手続を行い、保険料を納付してくれていた。

婚姻後は、私の夫が、私の国民年金保険料を納付してくれており、B市に居住していた申立期間当時は、長女を出産する前後であったため就職もしておらず、生活状況に特段の変化も無かった。

申立期間の前後の期間の国民年金保険料が納付済みであるのに、1年間だけ保険料を納付しないことは考えられず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録上、申立期間の国民年金保険料が未納とされているところ、昭和60年4月1日及び61年4月1日付けで作成されたC市の過年度納付記録簿において、申立期間の保険料は納付済みと記録されている上、申立期間は12か月と短期間であり、申立人は、申立期間の前後の期間について、国民年金保険料を納付済みである。

また、申立人に係るC市の国民年金被保険者名簿が昭和59年度に初めて作成されていることから、申立人について、同年度に前住地からC市D区への住所変更処理が行われ、管轄の社会保険事務所（当時）において申立期間に係る過年度納付書が発行されたと考えられるところ、オンライン記録、E市及びC市の被保険者名簿により、56年度、59年度及び60年度の一部期間の国民年金保険料が過年度納付されたものと推認できることから、申立人が申立期間の保険料についても過年度納付したと考えても不自然ではない。

さらに、申立人は、申立期間当時の生活状況に変化は無かったとしていると

ころ、オンライン記録により、厚生年金保険の被保険者であった申立人の夫の厚生年金保険標準報酬月額が申立期間の前後を通じて大きな変化が無いことが確認でき、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付することが困難であった事情も認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成19年3月30日は59万1,000円、20年3月30日は57万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成19年3月30日
② 平成20年3月30日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び②に係る標準賞与額(決算手当)の記録が無いことが分かった。

A社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、厚生年金保険料は時効により納付できず、両申立期間の賞与は年金給付に反映されていないので、年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険の標準賞与額は、事業主からの事後訂正の届出により、両申立期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年4月22日付けで、19年3月30日は60万5,000円及び20年3月30日は57万2,000円とされたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該標準賞与額については、保険給付が行われないとされている。

しかしながら、A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①及び②に同社から賞与(決算手当)の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険

料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成 19 年 3 月 30 日は 59 万 1,000 円及び 20 年 3 月 30 日は 57 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の両申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成19年3月30日は79万5,000円、20年3月30日は81万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月30日
② 平成20年3月30日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び②に係る標準賞与額(決算手当)の記録が無いことが分かった。

A社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、厚生年金保険料は時効により納付できず、両申立期間の賞与は年金給付に反映されていないので、年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険の標準賞与額は、事業主からの事後訂正の届出により、両申立期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年4月22日付けで、19年3月30日は81万3,000円及び20年3月30日は81万3,000円とされたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該標準賞与額については、保険給付が行われないとされている。

しかしながら、A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①及び②に同社から賞与(決算手当)の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険

料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成 19 年 3 月 30 日は 79 万 5,000 円及び 20 年 3 月 30 日は 81 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の両申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成19年3月30日は58万5,000円、20年3月30日は59万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月30日
② 平成20年3月30日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び②に係る標準賞与額(決算手当)の記録が無いことが分かった。

A社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、厚生年金保険料は時効により納付できず、両申立期間の賞与は年金給付に反映されていないので、年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険の標準賞与額は、事業主からの事後訂正の届出により、両申立期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年4月22日付けで、19年3月30日は59万9,000円及び20年3月30日は59万9,000円とされたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該標準賞与額については、保険給付が行われないとされている。

しかしながら、A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①及び②に同社から賞与(決算手当)の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険

料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成 19 年 3 月 30 日は 58 万 5,000 円及び 20 年 3 月 30 日は 59 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の両申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成19年3月30日は59万円、20年3月30日は58万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月30日
② 平成20年3月30日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び②に係る標準賞与額(決算手当)の記録が無いことが分かった。

A社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、厚生年金保険料は時効により納付できず、両申立期間の賞与は年金給付に反映されていないので、年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険の標準賞与額は、事業主からの事後訂正の届出により、両申立期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年4月22日付けで、19年3月30日は60万3,000円及び20年3月30日は58万9,000円とされたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該標準賞与額については、保険給付が行われないとされている。

しかしながら、A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①及び②に同社から賞与(決算手当)の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険

料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成 19 年 3 月 30 日は 59 万円及び 20 年 3 月 30 日は 58 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の両申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成19年3月30日は54万8,000円、20年3月30日は56万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月30日
② 平成20年3月30日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び②に係る標準賞与額(決算手当)の記録が無いことが分かった。

A社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、厚生年金保険料は時効により納付できず、両申立期間の賞与は年金給付に反映されていないので、年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険の標準賞与額は、事業主からの事後訂正の届出により、両申立期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年4月22日付けで、19年3月30日は56万円及び20年3月30日は56万円とされたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該標準賞与額については、保険給付が行われないとされている。

しかしながら、A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①及び②に同社から賞与(決算手当)の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険

料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成 19 年 3 月 30 日は 54 万 8,000 円及び 20 年 3 月 30 日は 56 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の両申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成19年3月30日は77万6,000円、20年3月30日は59万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成19年3月30日
② 平成20年3月30日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び②に係る標準賞与額(決算手当)の記録が無いことが分かった。

A社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、厚生年金保険料は時効により納付できず、両申立期間の賞与は年金給付に反映されていないので、年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険の標準賞与額は、事業主からの事後訂正の届出により、両申立期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年4月22日付けで、19年3月30日は79万4,000円及び20年3月30日は59万4,000円とされたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該標準賞与額については、保険給付が行われないとされている。

しかしながら、A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①及び②に同社から賞与(決算手当)の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険

料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成 19 年 3 月 30 日は 77 万 6,000 円及び 20 年 3 月 30 日は 59 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の両申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成19年3月30日は67万3,000円、20年3月30日は68万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月30日
② 平成20年3月30日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び②に係る標準賞与額(決算手当)の記録が無いことが分かった。

A社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、厚生年金保険料は時効により納付できず、両申立期間の賞与は年金給付に反映されていないので、年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険の標準賞与額は、事業主からの事後訂正の届出により、両申立期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年4月22日付けで、19年3月30日は68万9,000円及び20年3月30日は68万9,000円とされたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該標準賞与額については、保険給付が行われないとされている。

しかしながら、A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①及び②に同社から賞与(決算手当)の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険

料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成 19 年 3 月 30 日は 67 万 3,000 円及び 20 年 3 月 30 日は 68 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の両申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成19年3月30日は68万5,000円、20年3月30日は57万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年3月30日
② 平成20年3月30日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び②に係る標準賞与額(決算手当)の記録が無いことが分かった。

A社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、厚生年金保険料は時効により納付できず、両申立期間の賞与は年金給付に反映されていないので、年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険の標準賞与額は、事業主からの事後訂正の届出により、両申立期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年4月22日付けで、19年3月30日は70万1,000円及び20年3月30日は57万3,000円とされたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該標準賞与額については、保険給付が行われないとされている。

しかしながら、A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①及び②に同社から賞与(決算手当)の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険

料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成 19 年 3 月 30 日は 68 万 5,000 円及び 20 年 3 月 30 日は 57 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の両申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成19年3月30日は54万8,000円、20年3月30日は56万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成19年3月30日
② 平成20年3月30日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び②に係る標準賞与額(決算手当)の記録が無いことが分かった。

A社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、厚生年金保険料は時効により納付できず、両申立期間の賞与は年金給付に反映されていないので、年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険の標準賞与額は、事業主からの事後訂正の届出により、両申立期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年4月22日付けで、19年3月30日は56万円及び20年3月30日は56万円とされたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該標準賞与額については、保険給付が行われないとされている。

しかしながら、A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①及び②に同社から賞与(決算手当)の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険

料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成 19 年 3 月 30 日は 54 万 8,000 円及び 20 年 3 月 30 日は 56 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の両申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成19年3月30日は66万9,000円、20年3月30日は43万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和54年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成19年3月30日
② 平成20年3月30日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間①及び②に係る標準賞与額(決算手当)の記録が無いことが分かった。

A社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、厚生年金保険料は時効により納付できず、両申立期間の賞与は年金給付に反映されていないので、年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険の標準賞与額は、事業主からの事後訂正の届出により、両申立期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年4月22日付けで、19年3月30日は68万5,000円及び20年3月30日は50万4,000円とされたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該標準賞与額については、保険給付が行われないとされている。

しかしながら、A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間①及び②に同社から賞与(決算手当)の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険

料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、上記賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、平成 19 年 3 月 30 日は 66 万 9,000 円及び 20 年 3 月 30 日は 43 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の両申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 4107

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和63年1月から平成元年3月までは20万円、同年4月から19年1月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年12月5日から平成19年3月10日まで
申立期間はA社に勤務していたが、標準報酬月額が9万2,000円から9万8,000円となっており、給与実態と大きな差がある。

一部の期間について給与明細書及び源泉徴収票があるので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成15年1月から17年12月までの期間及び18年2月から19年1月までの期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書、15年分と16年分の給与所得の源泉徴収票及び18年度市県民税・課税証明書（17年分の所得）において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から30万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和63年1月から平成2年12月までの期間、3年6月から同年12月までの期間、5年4月から6年3月までの期間、同年5月

から7年6月までの期間、同年8月から8年2月までの期間、同年6月から同年8月までの期間、同年10月から14年12月までの期間及び18年1月について、申立人は、給与支給明細書等を保管していないことから、当該期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができないものの、複数の同僚が保管する当該期間の給与支給明細書で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、当該複数の同僚のオンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

さらに、申立期間のうち、平成3年1月から同年5月までの期間、4年1月から5年3月までの期間、6年4月、7年7月、8年3月から同年5月までの期間及び同年9月においては、申立人及び同僚から給与支給明細書等の提出が無いことから、当該期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができないものの、オンライン記録から生存及び所在が確認できた同僚22人（申立人が名前を挙げた同僚7人を含む。）に照会したところ、回答が得られた13人のうちB職であったとする一人を除く12人は、「自身の当該事業所における厚生年金保険被保険者期間の標準報酬月額は、支給されていた給与額より低い。」と供述している上、そのうち6人は、「申立人は、C職であり、私より給与の額が高かったと思う。」と述べていることから、当該期間についてもオンライン記録の標準報酬月額よりも実際の報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が高額であったことが推認できる。

以上のことから判断すると、上記申立人が給与支給明細書等を保管していない期間においても、申立人及び複数の同僚から提出された給与支給明細書等で確認できる厚生年金保険料控除額が当該期間についても同様に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できることから、同職種の同僚が保管する給与支給明細書及び同人の標準報酬月額の推移から、昭和63年1月から平成元年3月までは20万円、同年4月から14年12月までの期間及び18年1月は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、商業・法人登記簿謄本によると、事業主が二人確認できるところ、一人は既に死亡しており、他の一人からは回答が得られないことから確認することはできないが、申立人及び複数の同僚の給与支給明細書で確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で確認できる標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は申立人の給与支給明細書で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和59年12月から62年12月までの期間については、複数の同僚が、「記録されている標準報酬月額は、支給されていた給与額

より低い。」と供述しているものの、いずれの者も給与支給明細書を保管していない上、上述のとおり事業主からも供述を得ることができないことから、当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、申立期間のうち、平成19年2月について、当該事業所は商業・法人登記簿謄本によると、同年3月*日に破産手続が開始されていることが確認できるところ、破産管財人が保管する申立人に係る未払賃金立替払請求書・証明書により、当該期間については給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日を昭和45年11月1日、同資格喪失日を46年5月21日とし、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月1日から46年5月21日まで
申立期間は、A社に勤務し、B業務を行っていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立期間当時、A社において厚生年金保険の被保険者であったことが健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により確認できる複数の者の供述により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、「C県から季節労働で働きに行った。」と述べているところ、申立期間当時、申立人と同じ店舗に勤務し、同様の業務を行っていたとする者は、「私もC県から季節労働で働きに行き、申立人と同じ家で共同生活をしてきた。厚生年金保険料は、皆同じく給与から控除されていたと思う。」と述べており、同人は、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが被保険者名簿により確認できる。

さらに、申立期間当時、当該事業所において、各店舗のD業務を行っており、C県からの季節労働者の雇用に関わっていたとする者は、「当時は求人難の時代であり、毎年、C県から季節労働者を集めていた。申立人はその中の一人であった。厚生年金保険については、全員を加入させた。」と述べている。

加えて、複数の者が、他の地域から働きに来ていたとして名前を挙げた者に

は、当該事業所における厚生年金保険被保険者としての記録が存在することが被保険者名簿により確認できる。

これらのことを総合的に判断すると、申立人は申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同じ店舗に勤務し、同様の業務を行っていたとする同僚の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所から協力を得られないことから、保険料を納付したか否かについて確認することができないが、当該事業所に係る申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、被保険者資格喪失届も提出されているはずであり、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年11月から46年4月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成20年3月は28万円、同年4月及び同年5月は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年2月1日から同年8月1日まで
年金事務所の記録によると、申立期間の標準報酬月額は24万円と記録されているが、当時の給与額は33万4,400円であったので、標準報酬月額を34万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成20年3月から同年5月までの期間について、A社が保管する給与支給明細書（控）により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、同年3月は28万円、同年4月及び同年5月は34万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が保管する平成20年2月14日付けの申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬月額決定通知書に

より、事業主が申立人の標準報酬月額を 24 万円と届け出たことが確認できることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 20 年 2 月、同年 6 月及び同年 7 月については、当該事業所が保管する支給控除項目一覧（バイト）及び給与支給明細書（控）によると、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、申立人が主張する 34 万円であるものの、報酬月額（平成 20 年 2 月はアルバイト勤務であり 17 万 8,000 円、同年 6 月は欠勤控除により給与支給額が減額されており 9,500 円、同年 7 月は欠勤控除により給与支給額が減額されており 2 万 1,000 円）に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（24 万円）より低額となることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和17年6月1日、同資格喪失日は22年5月2日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和17年6月から21年3月までは60円、同年4月から同年6月までは180円、同年7月から22年4月までは600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から24年9月まで

昭和12年頃から18年1月までA社C事業所でD職として勤務した後、軍に召集され、24年9月に復員したが、年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

当時の関係資料等はないが、当該期間はA社C事業所に在籍していたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された写真、申立人の従事業務に係る具体的な供述、複数の同僚の供述及び申立人と同職種であった複数の同僚の記録から判断すると、申立人は、A社C事業所に勤務し、労働者年金保険法が施行された昭和17年6月1日から軍に入隊するまでの期間は、労働者年金（厚生年金）保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

また、E県F部から提出された軍歴資料によると、申立人が昭和17年12月1日に召集され、18年1月22日に軍に入隊した後、24年8月26日に復員帰国していることが確認できることから、当該召集期間については、複数の同僚が召集期間中は在籍したままの取扱いであった旨供述していることから、申立人はA社C事業所に継続して在籍していたことが推認できる。

さらに、当時の厚生年金保険法第 59 条の 2 では、昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 5 月 2 日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主ともに全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されていることから、当該期間については、仮に被保険者としての届出が行われおらず、同法第 75 条の規定により、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、厚生年金保険料が全額免除されていた事情を考慮すると、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきものと考えられる。

一方、A 社 C 事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）は、当初作成されたものではなく、書換え時期が不明なものが現存するだけであるが、被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）及びオンライン記録において、申立人の記録は確認できない。

しかしながら、現存する A 市 C 事業所に係る被保険者名簿は、厚生年金保険番号が連番で刻印されているものの、被保険者氏名、資格取得日、資格喪失日及び標準報酬月額等の各記載欄には空白が散見できる上、同社に対する照会に基づき記録を作成したことをうかがわせる記載等が確認できるところ、E 社会保険事務局（当時）が作成した「昭和*年*月 E 県庁火災による書類焼失について」によると、昭和*年*月に発生した E 県庁の火災により多くの被保険者名簿及び旧台帳等が焼失したとされていることから、同社に係る当初の被保険者名簿は、当該火災により焼失したと考えることが妥当であり、現存する被保険者名簿については、保険者により完全な復元が行われたものとは言い難い。

これらの事実を前提にすると、申立人の厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀以上を経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなし得ない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれかにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件をみると、申立人が申立期間中に在籍した事実が認められる上、事業主による厚生年金保険料控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人の A 社 C 事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、労働者年金保険法が制定され、保険料徴収が開始された昭和 17 年 6 月 1 日、資格喪失日は、当時の厚生年金保険法第 59 条の 2 の規定に基づく終期の 22 年 5 月 2 日とすることが妥当であると判断する。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人と同年齢で同職種の

同僚のA市C事業所における社会保険事務所（当時）の記録から、昭和17年6月から21年3月までは60円、同年4月から同年6月までは180円、同年7月から22年4月までは600円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和22年5月2日から24年9月までの期間について、上記E県F部から提出された軍歴資料において、申立人が復員したのは同年8月26日であることが確認できるところ、当時の厚生年金保険法第59条の2では、厚生年金保険料及び厚生年金保険被保険者期間に係る取扱いが22年5月2日までと規定されている上、G社では、「関係資料が無く、申立期間当時の状況は不明である。」と回答しており、同僚からも、当該期間における申立人の厚生年金保険料控除をうかがわせる供述を得ることができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4111

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和23年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月1日から23年1月1日まで

昭和16年4月1日にA社C工場に入社し、55年3月末に退職するまで同社に勤務していたが、年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。申立期間当時は、同社C工場から同社D工場に異動した時期であるが、申立期間についても給与から厚生年金保険料が控除されていた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から、申立人は、A社に継続して勤務し（A社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、同僚の供述から判断すると、昭和23年1月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和22年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「関係資料が無く、当時の状況は不明である。」と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

北海道厚生年金 事案 4112 (事案 1464、2954 及び 3610 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和28年10月27日から31年1月4日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を同年1月4日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を28年10月から29年4月までは8,000円、同年5月から30年9月までは1万6,000円、同年10月から同年12月までは1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月27日から31年11月1日まで
昭和28年3月22日から31年10月末日までA社B事業所で勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が28年10月27日となっている。
申立期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしいと、これまで3回申し立てたが認められなかった。
今回、申立期間において厚生年金保険に加入していたことを証言してくれる同僚が新たに見つかったので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人がA社B事業所で一緒に勤務していたとする3人の供述からは、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できないこと、ii) 申立期間前後において、同社同事業所の厚生年金保険被保険者であり、当委員会の照会に対して回答が得られた9人のいずれの者からも、同社同事業所における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について具体的な供述が得られなかったこと、iii) オンライン記録により、同社同事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなく、当時の事業主の所在も不明であるため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できないこと等を理由と

して、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 11 月 13 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、申立期間当時の同僚二人の名前を思い出したことにより、再申立てを行ったが、i) 当該同僚二人は、申立人と一緒に勤務したことがあるとしているものの、その期間が特定できない上、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す具体的な供述及び関係資料の提出が得られないこと、ii) 当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)において、申立期間に申立人の名前を確認できないことから、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 11 月 19 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立人は、前述の同僚二人から、自身の退職時期に係る新たな供述が得られたとして、再申立てを行ったが、i) 当該同僚二人から、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除についての新たな供述が得られなかったこと、ii) 被保険者名簿により、昭和 29 年に当該事業所において被保険者資格を取得していることが確認できる複数の同僚からも、申立人の申立内容を裏付ける供述が得られなかったことから、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 4 月 1 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回の再申立てに当たって、申立人は、厚生年金保険に加入していたことを証言してくれる新たな同僚が見つかったとしており、これについて同人は、「申立人と 1 年半ぐらい一緒に勤務し、C 業務に従事した。私が作業場内から運んできたトロッコを申立人及びもう一人の同僚が引き継いで運んでいた。申立人と同じ業務に従事した後、別の部署に異動したが、その時期は昭和 31 年夏の B 事業所開所百年祭よりも後であったと思う。申立人は、少なくとも私が異動するまでは D 職として勤務していたと思う。」と供述しているところ、申立人は当該百年祭を記憶していない上、「昭和 30 年に作業場内の事故があり、作業員が死亡した。この事故により作業員を新規募集したので、同年 12 月に応募し、正月休み明けである 31 年 1 月 4 日から作業場内で E 職として勤務した。」と具体的に供述していることから、当該同僚の申立人に係る記憶は、申立人が E 職として作業場内に入るまでのものと考えられるため、申立人は、申立期間のうち、28 年 10 月 27 日から 31 年 1 月 4 日までの期間において、当該事業所で勤務していたと推認できる。

また、申立人が、E 職となる前の約 3 年間、二人一組で D 職に従事したとしている同僚は、「申立人と 2 年から 3 年一緒に勤務し、申立人と同じ業務に従事した。」と供述している上、当該事業所に係る被保険者名簿によると、この同僚の厚生年金保険被保険者資格は、申立期間において継続している。

さらに、当該事業所の事務担当者は、「当該事業所では、厚生年金保険について、社員として勤務している者は全員加入させていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 28 年 10 月 27 日から 31 年 1 月 4 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所に係る昭和 28 年 9 月の社会保険事務所（当時）の記録及び同職種の同僚の記録から、同年 10 月から 29 年 4 月までは 8,000 円、同年 5 月から 30 年 9 月までは 1 万 6,000 円、同年 10 月から同年 12 月までは 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主の所在が不明であるため確認できないが、当該期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録を行わないとは考え難いことから、事業主が昭和 28 年 10 月 27 日を厚生年金保険被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 10 月から 30 年 12 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 31 年 1 月 4 日から同年 11 月 1 日までの期間について、申立人は、E 職として作業場内で危険な作業に従事していることが親に知られたこと、及び作業場内が暑く体調を崩したこと等の事情から、当該事業所を退職することにしたとしているところ、作業場内の作業をしていることが親に知られた時期について、「E 職となってから 1 週間後ぐらいであった。」と供述している。

また、申立人は自身の退職時期について、当該事業所で勤務していた次兄よりも先に退職したと供述しているところ、被保険者名簿によると、同人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、申立人が自身の退職日であると主張している昭和 31 年 10 月末日よりも約 8 か月前の同年 2 月 23 日となっていることが確認できる。

さらに、先述の新たな同僚からも、当該期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除をうかがわせる供述が得られないことから、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和54年10月22日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、10万4,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間②、③及び④について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準報酬月額に係る記録を、申立期間②は11万8,000円、申立期間③は12万6,000円、申立期間④は13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間②、③及び④に係る上記訂正後の当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年10月22日から同年11月22日まで
② 昭和55年6月1日から同年7月1日まで
③ 昭和56年9月1日から同年10月1日まで
④ 昭和57年6月1日から同年7月1日まで

申立期間①は、年金記録において、A社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和54年11月22日となっている。しかし、当時の給与所得の源泉徴収票によると、同年10月22日から同社に勤務しているため、申立期間①について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

申立期間②、③及び④は、当時の給与明細書によると、標準報酬月額に基づく厚生年金保険料控除額よりも高い保険料が給与から控除されているため、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、雇用保険被保険者記録、申立人が所持する給与明細書及び昭和54年分給与所得の源泉徴収票により、申立人は、昭和54年10月22日にA社に採用され、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録において、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和54年11月22日とされているものの、当該加入記録に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票が保管されていない上、日本年金機構Cブロック本部C事務センターは、「申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票は確認できない。その理由は不明である。」と回答していることから、社会保険事務所における記録管理が不適切であったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和54年10月22日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の当該事業所に係る昭和54年11月の社会保険事務所の記録及び上記給与明細書から、10万4,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②、③及び④について、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間②は11万8,000円、申立期間③は12万6,000円、申立期間④は13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和49年6月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月19日から同年6月1日まで

A社とB社に継続して勤務していた。両社は社名が変わっただけで同じ会社であるにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしいので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、申立人は、「A社とB社は名称が変わっただけで同じ会社であった。」と供述し、B社も同様の回答をしているところ、オンライン記録によると、申立人は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日と同日である昭和49年1月19日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、B社において、同年6月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、上記のとおり、A社は、昭和49年1月19日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、平成21年12月21日現在のオンライン記録では、当該事実が確認できず、23年2月14日のオンライン記録では、当該事実が記録されており、これについて日本年金機構では、「A社の全喪処理日及び補正依頼事務所は不明であるが、事業所情報の全喪日に記録不備があったため、事業所名簿を基に、社会保険庁(当時)もしくは機構本部へ記録を整備依頼したものである。」と回答している。

さらに、申立人は、上記のとおり、B社において、昭和49年6月1日に厚

厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、同社が厚生年金保険の適用事業所になった日は、事業所名簿によると、同年10月1日であり、オンライン記録によると、27年8月1日となっていることが確認できる上、同社の商業・法人登記簿謄本により確認できる会社設立日は49年9月19日であることが確認できる。

加えて、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、適用事業所の記号がA社からB社に変更となっていることから、申立人は、A社であった時に同被保険者資格を取得したものと認められるものの、その取得日は、昭和49年6月1日で同事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった後の日付となっていることが確認できる。

その上、申立人が名前を挙げた3人に照会し、全員から回答が得られたところ、そのうち二人は、「申立人と一緒に勤務しており、申立人が途中で辞めたことはなく、継続して勤務していた。」と供述しており、オンライン記録では、申立期間中に退職したとする一人を除く二人は、申立期間において同被保険者記録が継続していることが確認できるが、当該期間は、A社及びB社が厚生年金保険の適用事業所でなかった期間も含まれていることが確認できる上、当該二人について、オンライン記録により、同社で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる者の健康保険厚生年金保険被保険者原票は、A社で同被保険者資格を取得した記録となっているほか、オンライン記録により同事業所で同被保険者資格を喪失していることが確認できる者の同被保険者原票は、B社で同被保険者資格を喪失している記録となっている。

一方、オンライン記録では、上記のとおり、A社は、昭和49年1月19日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できるところ、B社の回答から判断すると、申立期間は適用事業所として取り扱われるべきであったと考えるのが相当である。

これらを総合的に判断すると、A社及びB社の被保険者に係る社会保険事務所（当時）の記録管理に不備が認められる上、申立人について、A社において昭和49年1月19日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同資格喪失日は同年6月1日であると認められる。

また、申立人の申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年12月の社会保険事務所の記録から、8万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者種別については、事業主が、厚生年金保険第3種被保険者として社会保険事務所（当時）に届出を行ったと認められることから、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者種別に係る記録を第1種から第3種に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 8 月 21 日から 23 年 11 月 1 日まで
年金記録では、昭和 23 年 11 月 1 日から 26 年 3 月 15 日までの 28 か月間、第3種被保険者となっているが、実際には、21 年 8 月 21 日にA係員として発令され、B係員と兼務して従事していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者種別を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたC社D事業所(昭和38年にC社からE社として分離)発行の辞令(写し)によると、i)申立人は、昭和21年8月21日付けで同社D事業所F作業場のB係員からA係員との兼務を発令されていることが確認できること、ii)E社は、「B係員及びA係員は、いずれもG職に該当する。」と回答している上、申立人から提出された写真には、申立人がG職作業用の装備で写っており、裏面には、21年9月F作業場前で撮影との記載が確認できること、iii)C社から提出された23年9月1日現在の職員録(写し)には、申立人がF作業場のG職として記載されていることから判断すると、申立人は申立期間において同社D事業所F作業場でG職として勤務していたことが認められる。

一方、上記職員録(写し)には、C社D事業所F作業場のG職として30人(申立人を含む。)の名前が記載されているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)では、このうち29人については名前が確認できるものの、申立人を含む28人について、昭和22年7月から23年10月までの期間の記録が確認できない状況となっている。

また、上記の 29 人について、被保険者名簿、健康保険厚生年金保険被保険者台帳（以下「被保険者台帳」という。）及びオンライン記録を確認したところ、いずれの記録でも確認できる者 13 人のうち 10 人、被保険者名簿と被保険者台帳で記録が確認できる者 5 人のうち 3 人及び被保険者名簿とオンライン記録で記録が確認できる者 7 人のうち 5 人の計 18 人について、記録が相互間で一致していないことが確認できるほか、4 人は被保険者名簿以外の記録は確認できないものとなっている。

さらに、被保険者名簿により、C社D事業所で申立人と同じ昭和 19 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認でき、生存及び所在が確認できた同僚 4 人に照会し、一人から回答が得られたところ、同人は被保険者名簿では 22 年 3 月 25 日に第 1 種被保険者から第 3 種被保険者に種別変更されていることが確認できるものの、「私の仕事は H 業務であったので、F 作業場内で作業をしたことはない。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、C社D事業所の被保険者に係る社会保険事務所の記録管理に不備が認められ、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者種別については、事業主が第 3 種被保険者として、社会保険事務所に届出を行ったものと認められる。

北海道国民年金 事案 2115

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年5月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年5月から61年3月まで

私は、昭和61年頃に税務署から500万円ほどの追徴を受け、納税したところ、後日、A市から未納となっていた国民年金保険料として34万円ほどの納付書が送付されてきたので、A市内のB郵便局で一括納付した。

申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿及びA市における申立人の国民年金被保険者名簿により、昭和48年9月頃に申立人の元妻と連番で払い出されたものと推認でき、申立人は、同手帳記号番号により、同年4月から50年6月までの国民年金保険料を納付していたことが確認できるところ、同被保険者名簿において、申立人は、厚生年金保険の被保険者となったことにより50年7月に国民年金の被保険者資格を喪失した後、再度国民年金被保険者資格を取得した記録が無い上、申立人に別の同手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人は、申立期間について国民年金に未加入で、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、昭和61年の3月又は4月頃、A市から約34万円の国民年金保険料の納付書が送られてきたのでまとめて納付したとしているところ、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする同年4月頃においては、当該期間のうち、52年5月から58年12月までは時効により保険料を納付することできない上、59年1月から61年3月までは過年度納付が可能であったが、当該期間の保険料額は17万3,010円であり、申立人の述べる保険料額の約34万円と大きく相違している。

さらに、申立期間について、当時婚姻していた申立人の元妻は、国民年金の強制加入被保険者となるべきところ、A市の国民年金被保険者名簿により、申立人と同様に国民年金に未加入であり、国民年金保険料が納付されていないことが確認できることから、A市が当該期間の保険料納付書を元妻には送付せず、申立人にだけに送付することは考え難い上、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 2116

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月から61年3月まで

私は昭和50年3月に学校を卒業し、親の扶養家族から外れたため、A市B区役所で国民健康保険に加入した。その際には国民年金に加入しなかったが、その後1年又は2年して前年度分の国民年金保険料の一括納付書が届き、同区役所担当者に抗議の電話をした。その際、国民年金保険料の納付に猶予期間があり、分割納付でも良いと言われたので、保険料を分割納付した。以後、毎年納付書が届き国民年金保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿により、昭和59年4月に新設されたC社会保険事務所(当時)から国民年金強制加入対象者として61年7月頃、A市B区に払い出されていることが確認でき、申立人はこの頃に職権により国民年金に加入したものと推認できる上、申立人が唯一所持する年金手帳については、同年4月から公的年金の新規加入者に交付された手帳であることから、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であり、当該期間に係る国民年金保険料の納付書は作成されず、保険料の納付はできなかったものと考えられる。

また、申立人は、前年度分の国民年金保険料の納付書がA市B区役所から届いたと述べているところ、同市では第1号被保険者に対し、同市が収納する現年度保険料の納付書を送付しており、過年度保険料に係る納付書は、希望があった場合のみ送付していたとしていることから、前年度分の保険料納付書が同区役所から届いたとする申立人の申立内容は不自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 2117（事案 1915 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から50年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から50年1月まで

私は、平成22年10月6日に第三者委員会に申立てを行い、23年3月1日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書を受け取ったが、この度、勤務先に預けていた別の年金手帳が見つかったこと、及び国民年金保険料の納付はA市役所本庁ではなくA市B地区周辺のA市の出張所で行っていたことが判明したことから、再度の調査を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人は、会社を退職した昭和48年8月頃、A市役所本庁で国民年金の加入手続を行い、同市役所の窓口で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、i)申立人の所持する国民年金手帳は、49年11月以降使用されている三制度共通の手帳であり、申立人の国民年金手帳記号番号は、51年9月頃に払い出されたものと推認され、別の同手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、申立人の主張と一致しないこと、ii)申立人が加入手続を行ったと推認される51年9月時点では、48年8月から49年6月までの保険料は時効により納付できず、49年7月から50年1月までの保険料は過年度納付が可能であるが、申立人に遡及して保険料を納付した記憶がないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成23年3月1日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに当たり、勤務先に預けていた年金手帳が見つかったとして提出しているところ、同手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、前回提出した国民年金手帳の同記号番号と同一であり、別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できない。

また、申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、A市役所本庁ではなく、

A市B地区周辺にあった古い建物のA市の出張所で納付した。」と申立内容を訂正しているところ、同市では昭和47年の区制施行後、当該期間当時に設置されていた出張所は、C、D、E、F及びGの各出張所のみであり、別に連絡所（会館）が開設されていたものの、当該連絡所では国民年金関係事務を行っていなかったとしていることから、申立人が国民年金の加入手続及び保険料を納付したとする行政庁舎は見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人と同居していたとする申立人の姉からも申立人の国民年金保険料の納付状況について聴取を行ったが、保険料の納付をうかがわせる明確な説明は得られない。

これらの事実は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から46年7月まで

私の母親が昭和36年頃に私の国民年金の加入手続を行ってくれ、申立期間について、母親が母親自身、二人の弟、私及び39年に婚姻した以降の私の妻の国民年金保険料を集金に来ていたA市職員に自宅で一緒に納付してくれていたはずである。

申立期間について、一緒に国民年金保険料を納付してくれた母親、二人の弟及び私の妻の保険料が納付されているのに、私の保険料のみが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人自身、申立人の二人の弟及び昭和39年に婚姻した申立人の妻の国民年金について、「母親が加入手続を行ってくれた。」と述べているところ、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号が妻及び二人の弟のうち一人と連番で払い出されていることが確認でき、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査及び申立人が所持する国民年金手帳（昭和44年6月2日発行）等により、申立人の同手帳記号番号は44年6月頃に払い出されたものと推認できることから、その頃に、申立人の母親が申立人、妻及び二人の弟のうち一人の国民年金の加入手続を一緒に行ったものと認められ、その時点で、申立期間のうち36年4月から42年3月までの期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、「母親が、母親自身、二人の弟、私及び昭和39年に婚姻した以降の私の妻の国民年金保険料を集金に来ていたA市職員に自宅で一緒に納付してくれていたはずである。」と述べているが、申立期間について、申立人の国民年金保険料を納付してくれたとする母親及び二人の弟のうち一人

は保険料を全て納付していることが確認できるものの、i) 申立人の国民年金手帳記号番号と連番で相手帳記号番号が払い出されたほかの弟については、申立期間のうち昭和44年4月から46年7月までの期間は保険料の納付済期間であるが、44年3月以前の国民年金加入期間は保険料の未納期間であること、ii) 申立人の妻について、申立期間のうち42年4月から46年7月までの期間は保険料の納付済期間であるが、42年3月以前の国民年金加入期間は保険料の未納期間であることが確認できることから、申立人の母親と一緒に保険料を納付してくれたとする申立人の妻及び二人の弟について、それぞれ保険料の納付状況は異なる。

さらに、申立期間のうち昭和42年4月から44年3月までの期間において、申立人の母親が申立人の分と一緒に集金により国民年金保険料を納付してくれたとする申立人の妻について、国民年金の加入手続を行ったものと認められる同年6月の時点で納付可能な当該期間の保険料が過年度納付されていることが特殊台帳（マイクロフィルム）により確認できるが、当時、A市では、国民年金の過年度保険料を集金により収納することはなかったことから、母親が集金に来ていたA市職員に自宅で一緒に納付してくれたとする申立人の主張とは一致しない。

加えて、申立期間において、A市では、印紙を国民年金手帳に貼付し検認を行う印紙検認方式により国民年金保険料を収納していたが、申立期間のうち、確認できる昭和42年4月から46年7月までの期間について、申立人が所持する国民年金手帳において、同市が保険料を収納した国民年金印紙検認記録は確認できない上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の母親は既に死亡していることから、当時の具体的な状況を確認することができず、申立期間について、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

その上、申立期間は124か月と長期間であり、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付した事実を確認できる資料（確定申告書、家計簿等）が無く、ほかに保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年6月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年6月から60年3月まで

私は、申立期間当時、学生であり、国民年金の加入手続についての記憶は定かではないが、20歳になってから昭和60年4月に就職するまでの間、毎年自宅に国民年金保険料の納付書が郵送されてきており、私の母親が送付された納付書により保険料を毎年一括で納付してくれていた。

私は当時、納付書の扱い方が分からず、納付書をそのまま母親に渡していた記憶があり、私の母親も申立期間の国民年金保険料について、毎年納付書が送付される度に1年分まとめて納付していたことを記憶している。

申立期間が国民年金に未加入で国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、平成2年2月頃に払い出されたものと推認でき、その時点で、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、当該期間において申立人は国民年金に未加入であり、申立人の氏名が別の読み方で国民年金手帳記号番号が払い出されていなかったか等の調査を実施したが、申立人に対し、別の同手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続の記憶が定かではないとしているところ、申立人は当時学生であり国民年金の強制加入対象者ではなかったほか、A市では、申立期間当時に20歳到達者に対する国民年金の職権適用は行っていなかったとしていることから、その当時、申立人の国民年金の加入手続が行われたものとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の母親がB

郵便局で納付していたとしているが、A市において、国民年金保険料を郵便局で納付することが可能になったのは平成6年からであり、このことは申立人の主張とは一致しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年5月から63年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年5月から63年2月まで

昭和61年4月にそれまで勤務していた会社を退職後、国民年金保険料の納付書が郵送されてきたので、1回3万円から4万円ぐらいまでの保険料を4回ほど、当時のA銀行B支店又は郵便局で納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出管理簿及びその前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査により、申立人が平成2年12月から3年8月まで居住したとするC市D区を管轄するE社会保険事務所(当時)において、同年2月頃に払い出されているものと推認でき、その時点で、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人が申立期間中に居住していたとするF市において、申立人の国民年金被保険者名簿は存在せず、申立人が同市において国民年金に加入していた形跡が見当たらない上、当該期間はオンライン記録上、国民年金の未加入期間であり、申立人に対し、別の同手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないことから、申立人に対し、申立期間の保険料の納付書が作成されることはなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、国民年金の加入手続に関する申立人自身の記憶も定かではないなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることは

できない。

北海道国民年金 事案 2121

第1 委員会の結論

申立人の平成11年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年11月

平成13年3月に私が会社を退職した後の同年4月頃、私の妻が、A市B区役所で私と妻の国民年金の加入手続を行った際、同区役所の窓口担当職員から私と妻の申立期間の国民年金保険料が未納であることを知らされ、二人分の保険料額2万6,600円を同区役所の窓口で納付してくれた。私の妻は、その際、窓口職員から、「これで未納はありません。」と言われたことを覚えている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の妻が納付してくれたと述べており、その妻は、平成13年4月頃にA市B区役所の窓口で申立人夫婦の当該期間の国民年金保険料が未納であることを知らされ、その場で夫婦二人分の保険料を納付したとしているが、その時点で過年度である申立期間の保険料を同区役所の窓口で納付することはできない上、A市も同市区役所の窓口で過年度保険料を収納することはないと回答していることから、これらの事実と申立人の妻の主張とは一致しない。

また、オンライン記録では、申立期間の国民年金保険料が未納とされている上、申立人に対し、別の基礎年金番号が付番されていた形跡も見当たらず、申立期間は、申立人夫婦の保険料を併せて納付したとする申立人の妻の保険料も未納とされていることから、申立人の保険料のみが納付されていたものとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を納付していたこと

をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年11月

平成13年3月に私の夫が会社を退職した後の同年4月頃、私が、A市B区役所で私と夫の国民年金の加入手続を行った際、同区役所の窓口担当職員から私と夫の申立期間の国民年金保険料が未納であることを知らされ、二人分の保険料額2万6,600円を同区役所の窓口で納付した。その際、窓口職員から、「これで未納はありません。」と言われたことを覚えている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成13年4月頃にA市B区役所の窓口で申立人夫婦の申立期間の国民年金保険料が未納であることを知らされ、その場で夫婦二人分の保険料を納付したとしているが、その時点で過年度である申立期間の保険料を同区役所の窓口で納付することはできない上、A市においても同市区役所の窓口で過年度保険料を収納することはないと回答していることから、これらの事実と申立人の主張とは一致しない。

また、オンライン記録では、申立期間の国民年金保険料が未納とされている上、申立人に対し、別の基礎年金番号が付番されていた形跡も見当たらず、申立期間は、申立人が自身の保険料と併せて納付したとする申立人の夫の保険料も未納とされていることから、申立人の保険料のみが納付されていたものとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月 21 日から 41 年 12 月 2 日まで
日本年金機構から脱退手当金に係るはがきを受け取ったところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとされていた。
脱退手当金を受け取った記憶がないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、当該事業所を退職し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失（昭和 41 年 12 月 2 日）した後、昭和 47 年 1 月に国民年金に加入するまで公的年金の加入歴が無い申立人が、申立期間に係る厚生年金保険について脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4117

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 7 月 1 日から 44 年 12 月 21 日まで
日本年金機構から脱退手当金に係るはがきを受け取ったところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとされていた。
脱退手当金の請求手続をしたことはなく、受取ってもいないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱退」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約 2 か月後の昭和 45 年 2 月 7 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、当該事業所を退職し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失（昭和 44 年 12 月 21 日）した後、昭和 61 年 4 月に国民年金の第 3 号被保険者となるまで公的年金の加入歴が無い申立人が、申立期間に係る厚生年金保険について脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 21 日から 45 年 4 月 10 日まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間については脱退手当金を支給しているとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を請求したことも受給したこともないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）に記載されている被保険者のうち、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日である昭和 45 年 4 月 10 日の前後 2 年以内に被保険者資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給要件を満たす 21 人について支給記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録がある 19 人のうち 18 人（申立人を含む。）が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から 2 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、脱退手当金の支給記録がある複数の同僚から、「会社では脱退手当金を代理請求するとともに代理受領していた。」との供述があることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る申立人の被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く法定支給額と一致している上、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約 2 か月後の昭和 45 年 6 月 19 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金

を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 6 月 1 日から 35 年 11 月 23 日まで
日本年金機構から脱退手当金に係る確認はがきを受け取ったところ、申立期間については、脱退手当金が支給済みとされていた。
脱退手当金を受け取った記憶はないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱退」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約 5 か月後の昭和 36 年 5 月 2 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険の被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったものであるから、申立期間において勤務していた事業所を退職後、昭和 51 年 4 月まで厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4120(事案 759 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月 4 日から 39 年 5 月 4 日まで

厚生年金保険の加入記録について確認したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みとされていたものの、受け取った記憶がないので、第三者委員会に申し立てたが、申立てが認められないとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を受け取った記憶がないので、第三者委員会の回答には納得できない。今回、当時の同僚二人の名前を新たに思い出したので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されている被保険者のうち、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日である昭和 39 年 7 月の前後 2 年間に被保険者資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給要件を満たす 43 人についてその支給状況を確認したところ、このうち 41 人が被保険者資格を喪失してから約 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることが確認できる上、連絡先が確認できた同僚 3 人に照会したところ、二人が「会社が脱退手当金の請求手続を行ってくれた。」と供述しており、他の一人が「会社から脱退手当金を受け取った。当時、退職する女性は、皆が脱退手当金を受け取っていたと思う。」と供述していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられること、ii) 申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を支給していないことをうかがわせる事情は見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 6 日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに申立期間当時の同僚二人の名前を挙げて、「再度調査してほしい。」と主張しているものの、当該同僚から申立人の主張を裏付ける供述が得られなかったことから、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存在しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせるような事情が無いかなど、いわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、事業主による代理請求が行われた可能性がうかがえるとともに、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失してから約2か月後に支給決定がなされていることなど、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在する一方、申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 12 月 1 日から 44 年 9 月 25 日まで
② 昭和 44 年 9 月 24 日から 45 年 4 月 14 日まで
③ 昭和 45 年 4 月 1 日から同年 6 月 21 日まで

日本年金機構から脱退手当金の支給について確認を求めるはがきを受け取ったところ、申立期間①から③までについては、脱退手当金を支給されたことになっている。

脱退手当金を受け取っていないので、全ての申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間③において勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間①から③までの脱退手当金が支給されたことを意味する「脱退」の表示が記されているとともに、申立期間①から③までの脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間③に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約 4 か月後の昭和 45 年 11 月 4 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、全ての申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年11月1日から34年12月17日まで
② 昭和36年3月1日から37年6月17日まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間①及び②については脱退手当金を支給しているとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を請求したことも受給したこともないので、両申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②の厚生年金保険被保険者記号番号（以下「記号番号」という。）は、事業所を退職した約2か月後の昭和37年9月27日に申立期間①の記号番号に重複整理されたことが、申立期間②の事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記録されており、両申立期間の脱退手当金が38年2月8日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて重複整理が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間①及び②の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約7か月後に支給決定されているほか、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、両申立

期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4123

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第4種被保険者として厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月 26 日から同年 10 月 8 日まで

昭和 50 年 3 月にA社B支店を退職した後、直ぐに厚生年金保険第4種被保険者の資格取得手続きを行い、51 年 8 月に就職するまでの期間は厚生年金保険料を納付していたが、年金記録によると、申立期間の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料を納付したことを確認できる領収書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の第4種被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 3 月 26 日にA社B支店における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、申立人の夫が同保険の第4種被保険者の資格取得の申出手続を行ったとしているところ、60 年改正前の厚生年金保険法第 15 条第 3 項の規定により、第4種被保険者の資格取得日は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日又は第4種被保険者の資格取得の申出が受理された日のどちらかを選択することとされており、また、同法第 17 条において、厚生年金保険の被保険者期間（20 年）を満了したとき又は厚生年金保険の適用事業所において被保険者となったとき等は、第4種被保険者の資格を喪失するものと規定されている。

また、申立人に係る厚生年金保険第4種被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）及びオンライン記録により、申立人は昭和 50 年 10 月 8 日に第4種被保険者資格を取得した後、51 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所において被保険者資格を取得したため、第4種被保険者の資格を喪失していることが確認できるとともに、同原票の「備考」欄には、『資格喪失予定年月日 60. 10. 1（55 歳）』と記載されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録により、申立人は、昭和 50 年 3 月 26 日に A 社 B 支店における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した時点で、同保険の被保険者期間が 10 年であることが確認できることから、厚生年金保険の受給資格要件を満たすためには第 4 種被保険者として残り 10 年の被保険者期間が必要となるところ、被保険者原票における第 4 種被保険者資格取得日（昭和 50 年 10 月 8 日）と第 4 種被保険者期間の満了日となる資格喪失予定年月日（昭和 60 年 10 月 1 日）は、申立人の厚生年金保険の受給資格要件を満たす期間と符合している一方、申立人が主張する 50 年 3 月 26 日に第 4 種被保険者資格を取得した場合には、資格喪失予定年月日が 60 年 3 月 1 日と記載されるはずであり、社会保険事務所（当時）がこれらの記録を共に誤るとは考え難い上、被保険者原票の記録が訂正処理されているなどの形跡も無いことから、申立人の厚生年金保険第 4 種被保険者の資格取得の申出は 50 年 10 月 8 日に受理され、同日に同被保険者資格を取得したものと推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険第 4 種被保険者資格の取得及び厚生年金保険料納付の状況について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第 4 種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4124

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月 1 日から 48 年 7 月 1 日まで
② 昭和 50 年 11 月 1 日から 54 年 3 月 1 日まで

昭和 46 年 4 月 1 日から 54 年 2 月 28 日まで、A 社（現在は、B 社）において C 職として継続して勤務していたが、申立期間①及び②の年金記録が欠落している。

両申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、入社日及び退社日の特定はできないものの、申立人が申立期間①及び②において A 社に勤務していた状況はうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は昭和 60 年 10 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、同社の後継会社である B 社は、「資料が残っておらず、当時の状況について確認できない。」と回答していることから、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、事業主及び経理事務担当者は、「厚生年金保険に未加入の期間については同保険料を控除していないため、申立人の保険料も控除していない。」と回答している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間①及び②並びにその前後の期間において、厚生年金保険の被保険者資格が確認できる同僚 16 人に照会し 14 人から回答を得られたところ、両申立期間において、当該事業所で勤務している期間の一部について、厚生年金保険の未加入期間があるとする複数の同僚は、「厚生年金保険の未加入期間については、給与から同保険料が控除されていない。」と回答している。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚二人のうち一人は、姓のみの記憶であるため個人を特定することができない上、ほか一人は所在地が確認できないことから、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

このほか、申立期間①及び②の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 4125(事案 306、1500、3134 及び 3765 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月頃から 45 年 8 月頃まで
② 昭和 45 年 10 月頃から 48 年 5 月頃まで

申立期間①は、A社に勤務し、B業務をしていたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②は、C社に勤務し、D事業所でE業務を行っていたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと、今まで4回申し立てたが認められなかった。

今回、私が両申立期間において厚生年金保険に加入していたことを証言してくれる者が新たに一人見つかったので、再度調査の上、両申立期間について同保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、i) オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 50 年 5 月 1 日であり、申立期間①においては適用事業所ではなかったことが確認できること、ii) 同社に照会したものの、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況を確認できる関連資料や供述が得られないこと、iii) 元事業主の息子、申立人が一緒に勤務していたと供述する同僚一人及び申立人の兄弟に照会したものの、申立人が申立期間①において厚生年金保険料を給与から控除されていたことを裏付ける具体的な供述や関係資料が得られないこと、iv) オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった時から同社で同保険に加入していたことが確認できる被保険者は、いずれも、申立期間①においては別の事業所で同保険の被保険者であったことが確認できるか、あるいは申立期間①において同

保険の被保険者であった形跡が無いこと、v) 雇用保険の被保険者記録においても、申立人の同社における加入記録は存在しないこと、また、申立期間②に係る申立てについては、i) C社に照会したところ、申立人の申立期間②に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況を確認できる関連資料や供述が得られないこと、ii) 元事業主の妻、息子、D事業所の所長及び申立人の兄弟に照会したものの、申立人が申立期間②において厚生年金保険料を給与から控除されていたことを裏付ける具体的な供述や関係資料が得られないこと、iii) オンライン記録により、申立期間②において同社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者に照会したものの、いずれも「申立人の名前には記憶がなく、厚生年金保険の加入状況についても分からない。」と供述していること、iv) 雇用保険の被保険者記録においても、申立人の同社における加入記録は存在しないこと、v) 同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考えること等を理由として、平成20年11月20日付け、21年11月20日付け、22年12月17日付け及び23年5月13日付けで、既に当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに当たり、両申立期間において厚生年金保険に加入していたことを証言してくれる者が新たに一人見つかったので、再度調査してほしいとしていることから、同人に照会し回答が得られたところ、同人は申立人の学校の後輩であると供述し、「申立期間①及び②における申立人の勤務先等は、申立人から聞いただけで、勤務実態や厚生年金保険料の控除については知らない。」と供述しており、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から32年8月15日まで

昭和28年3月にA大学を卒業後、同年4月にB大学C学部D学科に研究生として入学した。同大学教授の推薦により、申立期間はE社にF職として勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間中に特許を出願した際の特許願（写し）及び申立人の申立期間に係る詳細な供述内容から判断すると、申立人は、申立期間においてE社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、申立期間当時、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当していた記録は無い。

また、商業・法人登記簿謄本により、当該事業所は昭和54年3月31日に清算手続が終了していることが確認できるとともに、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、当該事業所が解散した当時の事業主であり、清算人となっている者は、「申立期間当時の資料は無い。申立期間当時、私は、経営に関与していなかったため、厚生年金保険の適用状況等については一切分からない。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、申立期間当時の事業主は、厚生年金保険に加入していた記録が無く、他のG職のうち、個人を特定することができた二人（前述の解散時の事業主を含む。）についても、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

加えて、申立人は、「申立期間当時、私と同じ研究室に二人の同僚がいたが、

その氏名を記憶していない。」と供述しており、これらの者から申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況を確認できる供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月から 51 年 5 月まで

厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

しかし、申立期間は、A社（現在は、B社）、C社及びD社においてE職として勤務しており、これらの事業所は、関連会社であったことから、そのいずれかの事業所において厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びC社に係る商業・法人登記簿謄本において、申立人が両事業所のF職に就任していることが確認できること、及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、勤務期間の特定はできないものの、申立期間において、申立てに係る関連事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録によると、A社及びD社が厚生年金保険の適用事業所に該当していた記録が無く、C社については、昭和54年4月1日に同保険の適用事業所に該当しており、申立期間当時は適用事業所でないことが確認できる。

また、商業・法人登記簿謄本によると、A社、C社及びD社は、既に解散していることが確認できるか又は事業を休止していると考えられるとともに、これらの事業所の事業主は、既に死亡していることが確認できるか又は所在が確認できないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況を確認できる関連資料や供述を得ることができない上、オンライン記録によると、これらの事業所の事業主は、いずれも、申立期間において、申立てに係る関連事業所における厚生年金保険の加入記録が無い。

さらに、申立人は、申立期間当時の同僚二人の名前を挙げているところ、このうち一人は、「A社、C社及びD社にG職として勤務しており、申立期間頃、申立人が勤務していたことを記憶している。しかし、当時は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と供述し、他の一人は、「A社及びC社においてG職としてH業務に従事しており、申立人が勤務していたことを記憶している。しかし、当時は厚生年金保険に加入しておらず、私は、国民年金に加入し、同保険料を納付していた。」と供述しており、オンライン記録によると、両人は、いずれも申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等を所持しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶もない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。